

保育所等入所申込みに関する同意書

以下の事項をよくお読みいただき、□にチェックをしてください。

1	医療的ケア児の保育所等入所申込みにあたり提出する、「(様式1) 医療的ケア実施申込書」及び「(様式3) 医療的ケアに係る主治医意見書」の内容について、 ・主治医に直接意見、助言及び指導を受けることがあります。 ・富山市関係部署、嘱託医、訪問看護師、連携医療機関等と情報共有を行います。 ・集団保育を行う上で必要な範囲で、他の在籍児童や保護者との間で情報共有をする場合があります。	☐
2	入所候補者決定後の医療機関への受診、保育所等が求める各種書類の用意及び提出、カンファレンスの実施など、保育所等への安全な受入れ及び円滑な保育の実施のため、ご協力ください。	☐
3	保育所等では、「(様式1) 医療的ケア実施申込書」、「(様式3) 医療的ケアに係る主治医意見書」及び「(様式4) 医療的ケア指示書」等に基づき医療的ケア、保育及び緊急時の対応を行います。 指示されていない医療的ケア等を行うことはできません。	☐
4	児童の状況が変わった場合には、改めて「(様式4) 医療的ケア指示書」ほか市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。	☐
5	登所前の健康観察、検温等を必ず行い、児童の体調を確認の上登所してください。少しでも通常の様子と異なっている場合には保育所等の利用は控えてください。保育所等の朝の健康観察において体調が悪いと施設長が判断した場合には、お預かりできません。	☐
6	保育施設の職員配置の状況により、登園自粛を求める場合があります。	☐
7	保育施設は、乳幼児が長時間にわたり空間を共有し、集団で生活します。食事、午睡、遊びなどにより他の児童との接触の機会が多く、一般的に感染症を防ぐことは難しい環境にあります。在籍園に通う児童が一定数以上感染症にかかった場合には情報提供を行いますので、その上で利用の判断を行ってください。	☐
8	保育所等への送迎は必ず保護者が行い、児童の様子を保育士又は看護師に伝えてください。保護者以外が送迎する場合は、保育所等に事前にご連絡ください。	☐
9	保護者は、保育所等からの連絡が常に取れる状態にしてください。児童の体調の変化等による迎への要請をした際は、速やかに迎えに来てください。	☐
10	緊急時・災害時には、可能な限り速やかに迎えをお願いします。また、3日分程度の食事及び医療的ケアの使用物品等を用意してください。保育所等でお預かりし、必要に応じて使用します。	☐
11	集団保育の性質上、保育士は複数の児童に対して保育を行います。	☐
12	医療的ケアの実施に必要な使用物品等については、保護者の費用負担の上で準備・点検・整備してください。登所時に不備がある場合はお預かりできません。	☐
13	医療機関に支払う診察報酬、文書料等は保護者が負担します。緊急時に受診した場合も同様です。	☐
14	その他、保育所等との間で取り決めた事項を遵守していただきます。	☐

(宛先) 富山市長

以上に掲げる事項について、全て同意します。

令和 年 月 日 保護者署名